消防協力者等損害補償条例施行規則の一部を改正する規則

消防協力者等損害補償条例施行規則(昭和62年大阪市規則第66号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規 定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前	
(休業補償を行わない場合)	(休業補償を行わない場合)	
第2条 条例第5条ただし書の市規則で定め	第2条 [同左]	
る場合は、次に掲げる場合とする。		
(1) <u>拘禁刑</u> 若しくは拘留の刑の執行のため	(1) <u>懲役、禁錮</u> 若しくは拘留の刑の執行の	
若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設	ため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事	
(少年法(昭和23年法律第168号)第56条	施設(少年法(昭和23年法律第168号)第	
第3項の規定により少年院において刑を	56条第3項の規定により少年院において	
執行する場合における当該少年院を含	刑を執行する場合における当該少年院を	
む。) に拘置されている場合、労役場留置	含む。)に拘置されている場合、労役場留	
の言渡しを受けて労役場に留置されてい	置の言渡しを受けて労役場に留置されて	
る場合又は法廷等の秩序維持に関する法	いる場合又は法廷等の秩序維持に関する	
律(昭和27年法律第286号)第2条の規定	法律(昭和27年法律第286号)第2条の規	
による監置の裁判の執行のため監置場に	定による監置の裁判の執行のため監置場	
留置されている場合	に留置されている場合	
[(2) 略]	[(2) 同左]	
別表第4(第5条関係)	別表第4 (第5条関係)	
[表 別紙2 挿入]	[表 別紙1 挿入]	
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定及び附則第3項の規 定は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の消防協力者等損害補償条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)

別表第4の規定は、この規則の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、 同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する刑法等の一部を改正する法律 (令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑 法」という。)第12条に規定する懲役、旧刑法第13条に規定する禁錮又は旧刑法第16条に規定する拘留の刑の執行のため刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。)に拘置されている場合は、改正後の規則第2条第1号の規定の適用については、拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されているものとみなす。

[別表第4 別紙1]

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する	[同左]	[同左]
状態	2 1の月に親族又はこれに準ずる者	月額 <u>81,290円</u> (新たに介護
	による介護を受けた日があるとき(そ	補償を支給すべき事由が生
	の月に介護に要する費用を支出して	じた月にあっては、介護に
	介護を受けた日がある場合にあって	要する費用として支出され
	は、当該介護に要する費用として支出	た額)
	された額が <u>81,290円</u> 以下であるとき	
	に限る。)	
随時介護を要する	[同左]	[同左]
状態	2 1の月に親族又はこれに準ずる者	月額40,600円 (新たに介護
	による介護を受けた日があるとき(そ	補償を支給すべき事由が生
	の月に介護に要する費用を支出して	じた月にあっては、介護に
	介護を受けた日がある場合にあって	要する費用として支出され
	は、当該介護に要する費用として支出	た額)
	された額が <u>40,600円</u> 以下であるとき	
	に限る。)	

[別表第4 別紙2]

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する	[略]	[略]
状態	2 1の月に親族又はこれに準ずる者	月額 <u>85,490円</u> (新たに介護
	による介護を受けた日があるとき(そ	補償を支給すべき事由が生
	の月に介護に要する費用を支出して	じた月にあっては、介護に
	介護を受けた日がある場合にあって	要する費用として支出され
	は、当該介護に要する費用として支出	た額)
	された額が <u>85,490円</u> 以下であるとき	
	に限る。)	
随時介護を要する	[略]	[略]
状態	2 1の月に親族又はこれに準ずる者	月額42,700円 (新たに介護
	による介護を受けた日があるとき(そ	補償を支給すべき事由が生
	の月に介護に要する費用を支出して	じた月にあっては、介護に
	介護を受けた日がある場合にあって	要する費用として支出され
	は、当該介護に要する費用として支出	た額)
	された額が <u>42,700円</u> 以下であるとき	
	に限る。)	

(令和7年3月31日掲示済)